

やまぐち高度衛生管理認定基準

1 基本事項

- (1) 農場内で当該制度に取り組む意思決定を記載した文書を作成していること
- (2) 当該農場で家畜伝染病予防法第12条の3に基づく飼養管理基準が遵守されていること
- (3) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜の糞尿等の処理が適切に行われていること
- (4) へい獣処理場等に関する法律や廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた死亡家畜の処理が適切に行われていること

2 やまぐち高度衛生管理ガイドラインに関すること

- (1) やまぐち高度衛生ガイドラインに基づく農場衛生管理マニュアルが策定され、当該マニュアルに基づく管理が行われていること
- (2) 過去の疾病発生状況等を踏まえ、農場で重点的に発生予防を行うべき疾病等の危害が設定されており、当該疾病等が発生する潜在的な因子を特定したリストを作成していること
- (3) (2) で定めた因子に関する次の事項を定めた文書を作成、実施していること
 - ア 危害の発生を防止するための措置
 - イ 重要管理点における管理基準
 - ウ 管理基準のモニタリング方法
- (4) (2) で定めた疾病が発生した場合の対応や必要な措置を定めていること

3 記録の作成と保管

「1 基本事項」及び「2 やまぐち高度衛生管理ガイドラインに関すること」に関する実施記録を作成し保管していること。